

平成29年度食品衛生監視指導計画（案）に関するご意見

No.	意見	評価分類	分類	本市の考え方
1	市民の食の安全を守るためにいろいろとこまかく計画を立てていただいております。ただ、毎日仕事に子育てに忙しくしている人々にどの位、伝わっているのかが分かりません。私自身も朝から晩まで仕事をしていましたから、知らないことが多かった。仙台HACCPについて、理解することからです。食品事業者には自主管理を特にお願いしたいと思います。	A	監視指導	食品衛生監視指導計画は、さまざまなご意見を伺いながら毎年度策定し、監視指導計画の実施結果につきましては、次年度の6月末を目途に本市食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。 今後も、仙台HACCPについて食品等事業者及び市民に対して広報に努めるとともに、HACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進してまいります。
2	ハサップなどの手法を取り入れ、広範囲にわたり、食品の指導・監視を実施されておられることに頭がさがります。 ノロウイルスとカンピロバクターをとりあえず重点的におやりになったらいかがかと存じます。	A	監視指導	ノロウイルス及びカンピロバクターは、近年の食中毒原因物質の上位を占めており、平成29年度においてもノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒防止対策を重点事業に位置付けております。 今後も仙台市食品安全対策協議会等で協議検討し、より効果的な食中毒防止対策を進めてまいります。
3	HACCPについて一般市民に広げることは、個人的に難しいと思う。食品を扱うところに広がれば良いと思う。一般市民に対しての広がりを求めるより、企業に求めること考えてみてはどうか。	B	その他	ご指摘の通り、HACCPについては、自主衛生管理の手法として食品等事業者に普及啓発を図るものと認識しております。今後も監視指導、講習会、並びに仙台市食品衛生協会を通じたHACCPの普及啓発に努めるとともに仙台HACCPを活用し、推進してまいります。 また、食品等事業者のHACCP導入の取り組みを促進するには、その仕組みが広く市民に理解されることが重要であることから、様々な機会をとらえ、市民へ積極的な広報に努めてまいります。 ご意見を受けまして本文4ページ1－（2）の文言を修正しました。
4～6	1－（2）「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について、HACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進について重点項目に盛り込んでいることから、食品等事業者が仙台HACCPの認証取得方法について理解し、導入がスムーズに図られるよう助言だけでなく支援も行うよう追記してください。 また、仙台HACCP認証の食品関連事業者が高度な自主衛生管理に取り組んでいることを、市民にきちんと理解してもらえような啓発で普及してください。 （他同様意見2件）	B	監視指導	HACCPの手法を用いた自主衛生管理については、監視指導や講習会等の機会を通じて食品等事業者へ普及啓発を推進するとともに、仙台市食品衛生自主管理評価制度（仙台HACCP）の活用や今後、国が推進するHACCPの制度化の状況も踏まえ、食品等事業者の業務内容や店舗や工場の状況に合わせ、HACCP導入に向けた支援を行ってまいります。 また、仙台HACCPを取得している事業者については、市ホームページや本市食品衛生情報誌「食の情報館」へ掲載するなど広報に努めてまいります。 今後とも食品等事業者、並びに市民への制度の広報に努めてまいります。 ご意見を受けまして、本文4ページ1－（2）の文言を修正しました。

No.	意見	評価 分類	分類	本市の考え方
7～9	2－（２）「流通拠点の安全性確保対策」ー ①について、仙台市中央卸売市場は、中央拠点市場と位置づけられるとともに、市民等への生鮮食料品等を安全かつ安定的に供給するという役割を担っています。そのため、仙台市中央卸売市場のHACCPによる自主衛生管理の導入を推進することを求めます。 （他同様意見2件）	B	監視指導	仙台市中央卸売市場においては、市場内業者に対する衛生講習会等の機会を通じてHACCPの手法を用いた衛生管理について、普及啓発を行っているところです。今後も、市場内の食品等事業者のHACCPの手法を用いた衛生管理の導入と自主衛生管理を推進してまいります。 なお、仙台市中央卸売市場食肉市場については、と畜場HACCPの導入に向けて、支援を進めてまいります。 ご意見を受けまして、本文10ページ2－（２）①及び③の文言を修正しました。
10～12	3－（１）「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について、食中毒防止対策の強化として、市民への啓発を行うことについて重点項目に盛り込んでいることから、健康被害の拡大防止に向けた市民への情報提供について具体的な記載を求めます。 また、学校への早急な情報提供の記載も求めます。 （他同様意見2件）	B	監視指導	3－（１）に記載のとおり、食中毒発生時は被害の拡大と発生防止のため、公表基準に基づき、記者発表を行い、食中毒の原因や防止方法などの情報を迅速に広く提供しております。 また、食中毒等健康被害発生時には、重要性、緊急性に応じて同様の食中毒の発生防止のため、市ホームページに情報を掲載するなど注意喚起を図ることとしております。 ご意見を受けまして、本文14ページ3－（１）の文言を修正しました。
13	4－（１）項 また、・・・の事項に消費生活センターとの連携により広く市民からの問題情報を広く収集し、対策を図ります。との文言を加えていただければ、と思います。	B	その他	食品の苦情等については、4－（６）に記載のとおり、各区保健福祉センター、食品監視センター及び生活衛生課で市民からの相談などを受け付けております。 また、5－（３）に記載のとおり、消費生活センターをはじめ、庁内の関係20課で構成する「食品安全対策推進会議」を開催し、情報共有し、連携して対策を講じることとしております。
14	4－（６）項 に食品に関する苦情や、表示に関する相談などを受付窓口として、仙台市消費生活センターと連携して対応に努めます。との、文言をH30年度までには、加えていただきたい。 近年、国民生活センターバイオネットには、健康食品の苦情問題また、食品の表示問題が問題情報として顕著に増加しております。それは、全国の市町村消費生活センターの集約情報でもある。特に、消費者庁では、食品表示については、監視を強めている現状でもある。ゆえに、食品表示のH30年問題年までには、市消費生活センターや消費者庁等とのより強力な連携が必要となると考えられます。	B	その他	食品の苦情等については、4－（６）に記載のとおり、各区保健福祉センター、食品監視センター及び生活衛生課で市民からの相談などを受け付けております。 また、5－（３）に記載のとおり、消費生活センターをはじめ、庁内の関係20課で構成する「食品安全対策推進会議」を開催し、情報共有し、連携して対策を講じることとしております。 さらに、食品表示については東北農政局主催の宮城県食品表示監視協議会において、国や県と本市の食品表示担当部局との連携強化に努め適正な執行を進めてまいります。 ご意見を受けまして、本文16ページ4－（６）及び19ページ5－（４）①の文言を修正しました。

No.	意見	評価分類	分類	本市の考え方
15	<p>平成29年度も具体的な取り組み内容が記載されていて、市民に安全な仙台市の取り組みをしていることをわかっていただくことが必要だと思います。中でも、私は、不安と疑問を持つ点の一つあります。ノロウイルスによる食中毒防止対策強化です。</p> <p>計画（案）にも記載はありますが、ノロウイルスは毎年流行し続けています。今年は今までにないくらいの流行で仙台市では警報まで出されています。そして、小学校内で発生しています。</p> <p>私は、昭和50年代仙台市内の小学校に通っていました。その当時、給食時に「消毒ペーパー」が一人一人に与えられ、手洗いを済ませてから、消毒ペーパーで手をふきます。これは仙台市内中学校まで続いていました。きっと市の取り組みの中に入っていたのだと思います。今振り返れば、手洗いをするだけでは、やはり学校内ではむずかしい所があるのではないのでしょうか。ノロウイルスは空気感染で発症することもあります。少しでも手からのウイルスが止まるような方法として、今年の流行しているノロウイルス対策強化の内容にあの私の小学校時代のように市内の学校に「消毒ペーパー」を保管して予防策に役立てる方法はどうかと思いました。</p>	D	監視指導	<p>食中毒原因物質の上位を占めるノロウイルスによる食中毒を防止するため、食品関係施設に対して、食品の適切な取扱いや二次汚染対策の徹底を指導してまいります。特に不顕性感染者によるノロウイルス食中毒を防ぐため、食品等事業者に対し正しい手洗いの啓発に努めてまいります。</p> <p>手洗いに関しては、消毒ペーパーによる完全な手指の消毒は困難であり、流水により正しい手順で行うことがノロウイルスによる食中毒の予防に有効であることから、正しい手洗いについて、市民への広報に努めてまいります。</p>
16	<p>食の安全性を確保するため、次年度の5つの重点事業については異論はありません。</p> <p>サポーター会議では様々な場所を見学させていただいている度に意見の聴取を受けていますが、結果をうまくまとめあげた報告にはあまり接しられません。各項目ごとに過去の実績なり、その流れなどからの現状での問題点の取り上げ方など、いわゆる年次計画的な改善方策を立てることが大切だと思います。</p>	D	その他	<p>ご意見を踏まえ、より効果的なサポーター会議の運営に努めてまいります。なお、せんだい食の安全サポーター会議の実施内容については、市ホームページに掲載しております。</p> <p>今後も仙台市食品安全対策協議会における協議、市民の皆様から寄せられたご意見、本市の食品を取り巻く状況の変化を踏まえた食品衛生監視指導計画を策定し、効果的かつ効率的な食品衛生監視指導を実施し、食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
17	<p>消費者の立場からは、3食中毒等の緊急事態発生時の対応対策と4相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進について、より具体的な実りある活動が必要と考えます。強いて申し上げれば、せんだい食の安全サポーター会議における会議時間が短いような感じがします。</p>	D	その他	<p>せんだい食の安全サポーター会議は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進する上で、市民との相互理解を深める重要な事業と認識しております。開催回数や会議時間の制限はありますが、サポーターの皆様が食品の安全性について理解を深められるよう、一層の内容の充実を検討してまいります。</p> <p>なお、食中毒等の緊急事態発生時の対応対策につきましては、資料3用語の説明*69に基づき、速やかに対応し健康被害の拡大防止に努めております。</p>
18	<p>食中毒防止、PRに関することですが、町内会、学校に分かりやすいポスターを配布し、配布するのみではなく、例えば手洗いに関するポスターであれば、トイレ、台所など、掲示する場所や目的の指示を出してほしい。関連する場所に掲示しないと実行できない。</p>	D	その他	<p>広く市民に食中毒防止の理解を深めるため、食品の安全性に関する講演会、市政出前講座を開催し、正しい知識の理解に努めております。また、各種食中毒防止啓発パンフレット、市政だより、市ホームページにより積極的に市民へ情報の提供を行ってまいります。</p>

No.	意見	評価分類	分類	本市の考え方
19	重点事業の達成度がわかると良い。	D	その他	食品衛生監視指導計画の実施結果は、次年度の6月末を目途に本市食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。
20	仙台HACCPの認知の低さや現在の店舗数、昨年との比較について	D	その他	仙台HACCPの現在の評価施設数は35施設（平成28年11月25日現在）と前年度末から1施設増加したところです。市民に広く知っていただくことにより、仙台HACCPの取組促進が期待されることから、今後も市ホームページや本市食品衛生情報誌「食の情報館」への掲載の他、各種イベントなど、様々な機会をとらえて市民へ積極的な広報に努めてまいります。
21	ノロウイルス発生原因の開示や手洗いの大切さの周知、ウェットティッシュの効果、活用の周知について	D	監視指導	ノロウイルスを原因とする食中毒等の発生原因につきましては、市ホームページ、本市食品衛生情報誌「食の情報館」、パンフレットに掲載しております。 ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、特に不顕性感染者による食中毒を防ぐため、食品等事業者に対し正しい手洗いの啓発に努めてまいります。 また、ウェットティッシュによる完全な消毒は困難であり、流水により正しい手順で行うことがノロウイルスによる食中毒の予防に有効であることから、正しい手洗いについて、市民への広報に努めてまいります。
22	ジビエによる放射能汚染、残留農薬の数値、検査の結果の公表について	D	その他	本市では流通する食品について、食品衛生監視指導計画に基づき、放射性物質や残留農薬の検査を実施し、その結果を本市食品衛生情報誌「食の情報館」に掲載しております。また、自家消費のため捕獲または採取した野生鳥獣、山菜、きのこなどの簡易測定を実施し、その結果を毎月市ホームページで公表しております。
23	エキノコックス病による害の周知について	D	その他	エキノコックス症は動物由来感染症ですので、食品衛生監視指導計画で周知を図るものではありません。感染症予防担当部局が市ホームページで市民に広報しております。 （参考） エキノコックス症は、エキノコックスという寄生虫が主に肝臓に寄生して起こる病気です。虫卵に汚染された沢水を直接口にしたり、虫卵に汚染された手指を介して感染し、地域的には北海道では毎年20名程度の患者の報告があります。
24	免疫力の低い保育園、幼稚園、小、中、高、高齢者にも、手洗いチェッカーを常備する。	D	監視指導	食中毒原因物質の上位を占めるノロウイルスによる食中毒を防止するためには、正しい手洗いを実施することが重要です。手洗いチェッカーは正しい手洗いを啓発するうえで有効な機器であることから、市民や食品等事業者向けの衛生講習会やイベント等に際し、正しい手洗いの啓発に努めてまいります。 なお、今年度新たに15台の手洗いチェッカー配備したところですが、限られた台数を有効に活用し、様々な機会を通じて、正しい手洗いの広報に努めてまいります。

No.	意見	評価 分類	分類	本市の考え方
25	<p>手洗いチェッカーを普及させてください。幼稚園、保育所、学校、公共施設に設置してほしい。使用してみると、きちんと洗ったはずなのに、汚れが落ちていない。この事実にはびっくりするはずで、話題性も高いと思います。</p> <p>子供たちは面白がって、手洗いに取り組むと思いました。是非ご検討をよろしく願います。</p>	D	その他	<p>食中毒原因物質の上位を占めるノロウイルスによる食中毒を防止するためには、正しい手洗いを実施することが重要です。手洗いチェッカーは正しい手洗いを啓発するうえで有効な機器であることから、市民や食品等事業者向けの衛生講習会やイベント等に際し、正しい手洗いの啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、今年度新たに15台の手洗いチェッカー配備したところですが、限られた台数を有効に活用し、様々な機会を通じて、正しい手洗いの広報に努めてまいります。</p>
26	<p>4、相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進の事項について、コミュニケーションとは、双方向からの情報交換があることを意味する。常態として、市民の声をくみ上げる体制づくりにもっと傾注していただきたい。現在、情報収集&amp;発信は、インターネットWeb上の利用にて行われるようになってきている。よって、「食の安全情報」について市民が、公式HP上にてより探しやすく、見やすく、改善取組みをお願いしたい。例えば、「食の安全と健康」というタイトルにして担当窓口も、仙台保健所（生活衛生課）と消費生活センターの2つくらいにして、情報発信・収集の窓口を簡素化してくださることを望みます。</p>	D	その他	<p>市民に対するリスクコミュニケーションについては、15ページに記載のとおり、仙台市食品安全対策協議会の開催、市民向けの講演会を通じた意見交換の実施、せんだい食の安全サポーター等の活動及び食品衛生出前講座などを実施しているところです。仙台市ホームページでは、「食品・生活衛生」の項目に「食品安全の相談窓口」のページを設け、食品安全の総合窓口として生活衛生課の連絡先を掲載するほか、各区保健福祉センター衛生課や消費生活センターの連絡先を掲載しております。また、自主回収情報の掲載時などの記事更新時には新着情報に掲載し、市民が目にしやすいよう努めております。</p> <p>今後も市民に対してわかりやすい情報の提供を実施してまいります。</p>
27～30	<p>4－（1）「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について、仙台市食品安全対策協議会の委員に「食の安全情報アドバイザー」を起用したことについて評価します。</p> <p>リスクコミュニケーションの実施方法について、一般の市民が食品の安全性について、日頃抱えている不安や疑問を払しょくできるような方法にすることが重要です。消費者、生産者、食品等事業者が直接顔をあわせ、お互いの状況や意見が分かり合えるような自由な対話の場が求められていると考えます。ぜひこのような形でリスクコミュニケーションの実施を望みます。</p> <p>（他同様意見3件）</p>	D	その他	<p>本市のリスクコミュニケーションの取り組みとしては、仙台市食品安全対策協議会における食品等事業者、学識経験者、消費者などから委嘱した委員による意見交換を行ってまいりましたが、より一般市民の意見を反映させるため、本年度より委員枠を増やし「せんだい食の安全情報アドバイザー」を委員に加えたところです。</p> <p>また、食品等事業者及び市民向けの講演会での意見交換の実施や「せんだい食の安全サポーター」事業で生産現場等にて事業者と直接話す機会を設けるなど、リスクコミュニケーションの推進に努めております。</p> <p>今後も食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを効果的に進めてまいります。</p>
31～33	<p>4－（6）「食品の安全性及び食品の表示に関する相談」について、2015年4月から食品表示法が施行され、新たな基準での食品表示や機能性表示食品など、様々な表示が出てきています。「いわゆる健康食品」等の表示に関して疑問に思う消費者もいることから、調査時に健康被害等の発生・拡大につながる重大な情報があった場合は、広く多くの市民への情報提供を行うことを求めます。</p> <p>（他同様意見2件）</p>	D	その他	<p>健康食品を含め、食品について基準の違反等があり、食品等事業者に対し行政処分や文書による行政指導を行った場合には、食品衛生法第63条の規定に基づき、市ホームページにて公表を行っております。</p> <p>また、販売された食品について、健康被害の発生につながる恐れがある場合は自主回収着手報告の提出を食品等事業者に指導し、自主回収情報を市ホームページにて公表するとともに国（厚生労働省）に健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき情報提供を行っております。</p>

No.	意見	評価 分類	分類	本市の考え方
34～36	<p>仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。</p> <p>来年は「世界防災フォーラム」も開催されるなど、国際都市「仙台」として、食の安全を確保した施策が重要視されます。仙台市においては、食品安全基本法と食品衛生法に基づき「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、毎年度アクションプランと食品衛生監視指導計画により施策を進めています。</p> <p>しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題、消費者を裏切る食品偽装問題やそれに付随した食物アレルギーの危険性の問題など、食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、事業者に対する食品の安全性確保だけでは十分とは言えず、市民の食品に対する信頼性の確保とは直接結びつきません。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させることや、地産地消の推進、国際都市としての食の安全の確保も必要です。国際社会のグローバル化により、食品を巡る状況も長期的に捉える必要があると考えます。</p> <p>仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。</p> <p>（他同様意見2件）</p>	D	その他	<p>食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市町村独自の条例ではなく、国や都道府県単位での統一的な基準に基づき取組をすすめることが重要と考えております。本市ではこうした考えの下、食品安全基本法などの関連法令に基づいた監視指導や許認可等を行うとともに、消費者や事業者等で構成する仙台市食品安全対策協議会での議論を踏まえて策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき実効性のある施策を総合的に推進しているところです。</p> <p>今後とも、社会情勢の変化に合わせ、基本方針を見直すとともに、消費者、生産者、事業者等と連携して、食品の安全性確保に努めてまいります。</p>